

重要事項説明書

小規模多機能つどいの郷八重桜

あなたに対する小規模多機能型居宅介護サービス又は介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成 25 年 3 月 25 日釧路市指定地域密着型サービスの事業の人員 設備及び運営の基準等に関する条例第 108 条（準用）第 9 条釧路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 65 条（準用）第 11 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

| | |
|------------|---|
| 事業者名称 | 日成工業株式会社 |
| 主たる事務所の所在地 | 釧路市興津 2 丁目 29 番 44 号 |
| 法人種別 | 株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役 池田 郁乃 |
| 電話番号 | ☎ 0154-64-5475 0154-64-5476 |
| ホームページ | http://kigyouto.net/asagao946 |

2 ご利用事業所

| | |
|------------|--------------------------------------|
| ご利用事業所の名称 | 小規模多機能つどいの郷八重桜 |
| 指定事業所番号 | 0194100368 |
| 所在地 | 釧路市鶴野東 3 丁目 25 番 6 号 |
| 電話番号 | ☎0154-53-8039 Fax0154-53-8139 |
| 出張所の名称 | 日成工業株式会社 介護事業部 |
| 所在地 | 釧路市鶴野東 2 丁目 22 番 8 号 |
| 電話番号 | ☎0154-53-1032 Fax0154-53-1032 |
| 営業日 | 365 日 無休 |
| 営業時間 | 24 時間営業 |
| 通常の事業の実施地域 | 釧路市西部地区 |
| 登録定員 | 25 名 (通いサービス定員 15 名、泊りサービス定員 9 名) |

3 事業の目的と運営の方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 住み慣れた地域の中で暮らし続けられる生活の支援を目的としています。 |
| 運営の方針 | 介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような支援を提供し、その置かれている環境を踏まえて、通い訪問宿泊を柔軟に組支援します。 |

4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

| 従業者の職種 | 資格者 | 員数名 | 勤務の体制 |
|---------|-------------------------------|-----|--|
| 管理者 | ヘルパー2級 | 1人 | 常勤兼務1名 午前9時～午後18時 |
| 介護従業者 | ヘルパー2級課程を修了 基礎研修 介護福祉士等 | 14人 | 常勤8名、非常勤6名 午前9時～午後18時 午後18時～午前9時 |
| | 看護師又は准看護師 | 2人 | 常勤1名(正看護師) 非常勤1名(正看護師) 1日 5~7時間程度 |
| 介護支援専門員 | 介護支援専門員 | 1人 | 非常勤1名 午前9時～午後18時 |

5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

| サービスの種類 | 内容・標準的な手順 | 保険適用有無 | 単位 | 利用料 (1割負担分) |
|---------------------|---------------------------------------|--------|---|--|
| 介護予防小規模多機能型居宅介護サービス | 食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話 移動介助 休養 通院の介助等 | 保険適用部分 | 1ヵ月 要支援1 要支援2 | 定額制 3,438円 6,948円 |
| 小規模多機能型居宅介護サービス | 同上 | 同上 | 1ヵ月 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 | 定額制 10,364円 15,232円 22,157円 24,454円 26,964円 |
| 食事の提供に関する費用 | 食事の準備 食事摂取の介助等 | 保険給付外 | 1回 朝 昼夜 (おやつ代) | 500円 500円 0円 |
| 宿泊に要する費用 | 日常生活上の世話や機能訓練を提供 | 保険給付外 | 1泊 | 2,300円 |
| 光熱費(別途) | 4月～9月まで 10月～5月まで | 保険給付外 | 1日 1日 | 300円 500円 |
| おむつ代 雑費他 | 利用者に応じて提供します。 | 保険給付外 | 1枚 | 実費 |

サービスの内容及び利用料(2割負担額)

| サービスの種類 | 内容・標準的な手順 | 保険適用有無 | 単位 | 利用料 (2割負担分) |
|---------------------|---------------------------------------|--------|------|----------------|
| 介護予防小規模多機能型居宅介護サービス | 食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話 移動介助 休養 通院の介助等 | 保険適用部分 | 1ヵ月 | 定額制 |
| | | | 要支援1 | 6,836円 |
| | | | 要支援2 | 13,816円 |
| 小規模多機能型居宅介護サービス | 同上 | 同上 | 1ヵ月 | 定額制 |
| | | | 要介護1 | 20,728円 |
| | | | 要介護2 | 30,464円 |
| | | | 要介護3 | 44,314円 |
| | | | 要介護4 | 48,908円 |
| | | | 要介護5 | 53,928円 |

サービスの内容及び利用料(3割負担額)

| サービスの種類 | 内容・標準的な手順 | 保険適用有無 | 単位 | 利用料 (3割負担分) |
|---------------------|---------------------------------------|--------|------|----------------|
| 介護予防小規模多機能型居宅介護サービス | 食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話 移動介助 休養 通院の介助等 | 保険適用部分 | 1ヵ月 | 定額制 |
| | | | 要支援1 | 10,254円 |
| | | | 要支援2 | 20,724円 |
| 小規模多機能型居宅介護サービス | 同上 | 同上 | 1ヵ月 | 定額制 |
| | | | 要介護1 | 31,092円 |
| | | | 要介護2 | 45,696円 |
| | | | 要介護3 | 66,471円 |
| | | | 要介護4 | 73,362円 |
| | | | 要介護5 | 80,892円 |

一定以上所得者（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者（65歳以上の人）の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上）が利用されるときは、利用者負担が1割から2割になります。

【利用料金のお支払方法】

原則 口座引落収納代行（明治安田システムテクノロジー株式会社）を利用させていただきます。

振込 大地みらい信用金庫 鳥取西支店 普通預金 1141238

名義人 日成工業株式会社 代表取締役 池田 郁乃

6 交通費実費

利用者の居宅が当該事業地域外の送迎に要する費用は実費を頂きます。自動車送迎の場合は、キロあたり 50 円とします。

7 苦情申立窓口

| | |
|--------------------|---|
| ご利用者相談窓口 八重桜内 | ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 土日 午前 9 時～午後 4 時 ご利用方法 電話 0154-53-8039 面接場所 事業所内 担当者 池田郁乃 高橋友春 |
| 第 3 者窓口 | ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 ご利用方法 電話 0154-23-9261 担当 岩淵裕 釧路民主商工会局長 |
| 北海道国民健康保険団体 連合会 | ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 ご利用方法 電話 011—231-5175 |
| 釧路市 市役所 介護高齢課 | ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 ご利用方法 電話 0154-31-4598 面接場所 市役所介護高齢課 |

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

【医療機関協力】 悟啓会なかざわ医院 釧路市鳥取大通 5-8-11 電話 53-1001
あかつき総合歯科 釧路市愛国西 1-13-1 電話 65-8242
ちば内科クリニック 釧路市大楽毛 2 丁目 2-27 電話 64-6650
道東勤医協老人保健施設ケアコートひまわり 釧路市堀川町 8-43 電話 24-1165

9 非常災害対策

| | |
|----------------------|--------------------------------|
| 関係機関への通報・連絡体制の整備について | 各職員によりすみやかに通報します。 緊急連絡網の作成等 |
|----------------------|--------------------------------|

年 2 回の避難訓練の実施をいたします。

【消火設備】 消火器 火災報知機 警報器付き拡声器 誘導灯 非常灯
スプリンクラー（外部表示灯付き）

【会社の概要】

社名 日成工業株式会社
資本金 10,000,000 円
社員数 70 名（契約社員含む）
設立 昭和 46 年 7 月 介護部門 平成 21 年 7 月
所在地 【本社】 釧路市興津 2 丁目 29 番 44 号 【施設】 釧路市鶴野東 3 丁目 25 番 6 号
代表者 【代表取締役】 池田 郁乃

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

| | |
|-----------------------------------|---|
| 【市町村（保険者）の窓口】 市役所 介護高齢課 | 所在地 釧路市黒金町 7-5 電話番号 0154-31-4598 (直通) 受付時間 9：00～17：00(土日祝は休み) |
|-----------------------------------|---|

11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

| | |
|-------------|------------|
| 虐待防止に関する担当者 | リーダー 山本さゆり |
|-------------|------------|

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

12 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11 サービス利用にあたっての留意事項

他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

所持金品は、自己の責任で管理してください。

事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

【事業内容】

小規模多機能型居宅介護事業 介護予防小規模多機能型居宅介護事業
福祉相談業務 住宅型有料老人ホーム事業 認知症対応型共同生活介護事業 訪問介護事業
前略号に附帯する一切の業務

【事業者】

日成工業株式会社

釧路市興津2丁目29番44号

代表取締役 池田 郁乃 印

【事業所】

小規模多機能つどいの郷八重桜

釧路市鶴野東3丁目25番6号（指定番号:0194100368）

施設長 池田 郁乃

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

住所

利用者氏名 _____ 印

住所

署名代行者氏名 _____ 印

住所

署名保証者氏名 _____ 印

小規模多機能つどいの郷 八重桜 算定加算一覧表

| 加算名 | 単位数 | 算定要件 |
|-----------------------|----------|---|
| 初期加算 | 30 単位／日 | 小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間及び 30 日を超える病院又は診療所への入院後に小規模多機能居宅介護の利用を再び開始した場合。 |
| 認知症加算（Ⅰ） （介護予防を除く） | 800 単位／月 | 日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）の場合。 |
| 認知症加算（Ⅱ） （介護予防を除く） | 500 単位／月 | 要介護 2 に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）の場合。 |

看護職員配置加算

| 加算名 | 単位数 | 算定要件 |
|------------------------------------|----------|-----------------------------|
| 看護職員配置加算（Ⅰ） | 900 単位／月 | 常勤かつ専従の看護師を 1 名以上配置していること |
| 看護職員配置加算（Ⅱ） | 700 単位／月 | 常勤かつ専従の准看護師を 1 名以上配置していること。 |
| 看護職員配置加算（Ⅲ） 平成 27 年 4 月 1 日より新設 | 480 単位／月 | 看護職員を常勤換算方法で 1 名以上配置していること。 |

総合マネジメント体制強化加算

| 加算名 | 単位数 | 算定要件 |
|---------------------------------------|------------|---|
| 総合マネジメント体制強化加算 平成 27 年 4 月 1 日より新設 | 1,000 単位／月 | 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種協同により、随時適切に見直しを行っていること。 地域における活動への参加の機会が確保されていること。 |

若年性認知症利用者受入加算

| 加算名 | 単位数 | 算定要件 |
|--------------------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 若年性認知症利用者受入加算 平成 30 年 4 月 1 日より新設 | 介護 800 単位／月 予防 450 単位／月 | 若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 |

サービス提供体制強化加算

| 加算名 | 単位数 |
|---------------------------------------|----------|
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 平成 27 年 4 月 1 日新設 | 640 単位／月 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 名称変更 | 500 単位／月 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 350 単位／月 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 350 単位／月 |

介護職員処遇改善加算

| 加算名 | 単位数 |
|------------------------------------|-----------------------|
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 平成 29 年 4 月 1 日新設 | 所定単位数に 10.2% を乗じた単位数 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （旧介護職員処遇改善加算（Ⅰ）） | 所定単位数に 7.4% を乗じた単位数 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （旧介護職員処遇改善加算（Ⅱ）） | 所定単位数に 4.1% を乗じた単位数 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （旧介護職員処遇改善加算（Ⅲ）） | 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （旧介護職員処遇改善加算（Ⅳ）） | 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 |

介護職員等ベースアップ等支援加算

| 加算名 | 単位数 |
|---------------------------------------|---------------------|
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 令和 4 年 10 月 1 日新設 | 所定単位数に 1.6% を乗じた単位数 |

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

| 加算名 | 単位数 | 算定要件 |
|------------------------|-----------------|---|
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 所定単位数に5%を乗じた単位数 | 厚生労働省の定める中山間地域等に居住する利用者にサービス提供すること。 (釧路市は豪雪地帯に該当) 通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供していること。 (釧路市東部南地域外の方) |

中山間地域等における小規模事業所加算

| 加算名 | 単位数 | 算定要件 |
|--------------------|------------------|---|
| 中山間地域等における小規模事業所加算 | 所定単位数に10%を乗じた単位数 | 事業所が厚生労働大臣の定める中山間地域等に該当すること。 (釧路市は豪雪地帯に該当) 厚生労働大臣が定める小規模事業所の施設基準に該当すること。 (施設基準なし) 加算を算定することを事前に利用者に説明し、同意を得ること。 |